

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表 (傍線部分は修正部分)

修 正 後	修 正 前
第六章中第四十七条の二を第百条とし、第四十七条を第九十九条とし、同章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。 〔中略〕 (行政財産の貸付け) 第九十七条 内閣総理大臣は、機構が行う第七十七条に規定する業務の用に供させるため必要があるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項の規定にかかわらず、別表第四に掲げる土地その他政令で定める行政財産(同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。)を機構に貸し付けることができる。 2 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は、前項の規定による貸付けについて準用する。	第六章中第四十七条の二を第百条とし、第四十七条を第九十九条とし、同章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。 〔中略〕 (行政財産の無償貸付け) 第九十七条 内閣総理大臣は、機構が行う第七十七条に規定する業務の用に供させるため必要があるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十八条第一項及び同法第十九条において準用する同法第二十二条の規定にかかわらず、別表第四に掲げる土地その他政令で定める行政財産(同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。)を機構に無償で貸し付けることができる。 2 国有財産法第二十一条、第二十四条及び第二十五条の規定は、前項の規定による貸付けについて準用する。